

平成 29 年度

## 後期高齢者医療保険料についてのお知らせ



平成 29 年度の保険料率は、前年度と変更ありませんが、低所得者等に対する軽減判定制度の見直しが行われており、仮に前年と所得額が変わらない場合でも、年間保険料額が変更になる場合があります。

$$\text{保険料額(年額)} \quad \text{※上限 57 万円} = \text{均等割額} \quad 47,900 \text{ 円} + \text{所得割額} \quad (\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}) \times 9.26\%$$

### 軽減見直しの内容

#### 所得が低い人の軽減

##### ◆均等割額の軽減

〈5 割・2 割軽減対象者の拡大〉 負担減

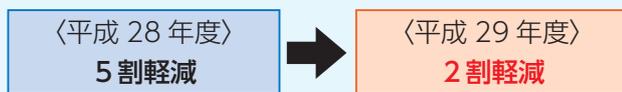
※均等割を軽減する際の総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除前となります。また、年金所得については、15 万円を控除した額で判定されます。

均等割軽減の要件 ※被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額について	均等割の軽減割合
「基礎控除 (33 万円)」 + 「27 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯 赤太字部改正前：26.5 万円	5 割軽減
「基礎控除 (33 万円)」 + 「49 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯 赤太字部改正前：48 万円	2 割軽減

##### ◆所得割額の軽減

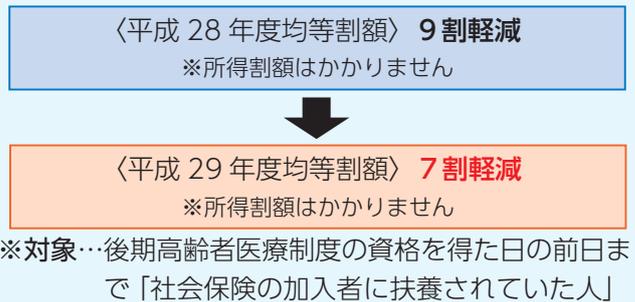
〈5 割軽減 → 2 割軽減へ見直し〉 負担増

被保険者の総所得金額等が「基礎控除 (33 万円)」 + 58 万円 を超えない人の保険料所得割額



#### 社会保険の加入者に扶養されていた人の軽減

〈9 割軽減 → 7 割軽減へ見直し〉 負担増



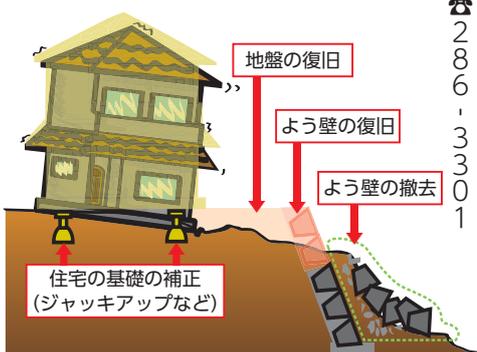
#### 平成 29 年度の仮算定について

後期高齢者医療保険料は、毎年 4 月に仮算定額の賦課決定通知書を送付しておりましたが、平成 29 年度からこの通知書を送付しないこととなりました。

なお、仮算定の対象者は、「平成 29 年 2 月に年金天引きにより後期高齢者医療保険料を納付した人のうち、平成 29 年 2 月末までに震災による災害減免申請を提出していない人」となります（仮算定は、毎年 4 月、6 月、8 月の年金天引きにより行われ、1 回当たりの仮算定納付額は、本年 2 月の年金天引き額と同額となります）。

☎ 住民保険課保険年金係 ☎ 286 - 3113 県後期高齢者医療広域連合 ☎ 368 - 6777

#### 【宅地被害復旧のイメージ】



☎ 286・3301

#### 復旧事業課

決定次第、復興ニュースおよび町ホームページでお知らせします。

補助額  
対象工事費から 50 万円を控除した額に 2/3 を乗じた額 ※対象工事費の上限額は 1,000 万円

- 液状化再度災害防止のための地盤改良工事 など
- 住宅の基礎の補正工事(ジャッキアップなど)
- よう壁の撤去および復旧工事
- よう壁の修復工事

#### 対象

町内の宅地被害の復旧について、復興基金を活用した被災者の生活再建支援事業を始めます。

**復興基金の活用による 支援を始めます**

**宅地被害の復旧**